

# 国民年金保険料の免除申請

国民年金保険料は、月額16,410円（平成31年度）です。国民年金制度には、この保険料の納付が困難な方のために、保険料申請免除の仕組みがあります。

保険料申請免除は、前年中（1月～6月は前々年中）の本人・配偶者・世帯主それぞれの所得状況に応じて、全額免除もしくは一部免除（50歳未満は納付猶予も）が承認されます。

申請は、毎年（7月以降に）必要となります。ただし、前年度以前に継続申請で承認されている場合は必要ありません。

国民年金は、未納の状態が続くと、将来の年金受給額が減額されるだけでなく、年金を受けられる権利を得られなかったり、万が一の障がいや死亡による給付を受けられなくなったりする恐れがあります。保険料の納付が困難な場合は、年金事務所や役場窓口までご相談ください。

## 失業特例制度について

申請免除を行う年度、もしくは前年度中にお仕事を退職した場合、免除判定に使用する退職

した方の所得を「0」とする特例が利用できます。その際、雇用保険離職票もしくは受給資格者証の確認が必要となります。

## 継続申請とは

失業特例を利用せずに全額免除（50歳未満は納付猶予も）が承認される方は、希望すれば翌年度以降の申請を自動で継続することができます。

## 一部免除が承認される方へ

申請免除の仕組みには、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。この一部免除は、免除されていない残りの部分を納付しなければ、未納期間という扱いとなりますので、承認後に送付される納付書にて納付するようにお願いします。

## お問合せ

和歌山西年金事務所国民年金課  
TEL 073-447-1660  
役場健康福祉課健康推進係（8番窓口）  
TEL 64-1120

## 偶数月の第1木曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談（要予約）

**日時** 令和元年8月1日（木） 10時～15時（最終受付は14時）  
**場所** 湯浅町役場 1階 多目的室

予約電話番号 **TEL 073-447-1660**（和歌山西年金事務所 お客様相談室）

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

# 令和元年度（平成31年度）からの国民健康保険税額のお知らせ

☎ 住民生活課税務係（1・2番窓口） ☎ 64-1106

国民健康保険は皆さままで助け合う制度です。ご理解ご協力をお願いします。

## ●医療課税分の課税限度額が引き上げとなります。

| 区分<br>(対象者) | 医療課税分<br>(国保に加入する<br>すべての方) | 介護課税分<br>(国保に加入する40<br>歳以上65歳未満の<br>方) |             | 後期高齢者支援金分<br>(国保に加入する<br>すべての方) |            |            |            |
|-------------|-----------------------------|--|-------------|---------------------------------|------------|------------|------------|
|             |                             | 平成30<br>年度                             | 平成31<br>年度  | 平成30<br>年度                      | 平成31<br>年度 | 平成30<br>年度 | 平成31<br>年度 |
| 所得割額        | 所得に<br>対して                  | 9.10%                                  |             | 2.70%                           |            | 2.80%      |            |
| 資産割額        | 固定資産に<br>対して                | 0%                                     |             | 0%                              |            | 0%         |            |
| 均等割額        | 加入者<br>1人あたり                | 27,500円                                |             | 9,500円                          |            | 8,000円     |            |
| 平等割額        | 1世帯<br>あたり                  | 23,600円                                |             | 6,600円                          |            | 6,400円     |            |
| 課税限度額       |                             | <u>58万円</u>                            | <u>61万円</u> | 16万円                            |            | 19万円       |            |

## ●均等割・平等割の軽減対象となる世帯の所得が拡大されます。

| 軽減割合 | 平成30年度                                 | 平成31年度                               |
|------|--|--------------------------------------|
| 5割軽減 | 33万円+<br>( <u>27.5万円</u> ×世帯の被保険者数) 以下 | 33万円+<br>( <u>28万円</u> ×世帯の被保険者数) 以下 |
| 2割軽減 | 33万円+<br>( <u>50万円</u> ×世帯の被保険者数) 以下   | 33万円+<br>( <u>51万円</u> ×世帯の被保険者数) 以下 |

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

☎ 国民健康保険税 …………… 住民生活課税務係 ☎ 64-1106  
後期高齢者医療保険料 …… 健康福祉課健康推進係 ☎ 64-1120

令和元年度（平成31年度）国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の普通徴収の納付が始まります。第1期の納付期限は7月31日（水）です。納め忘れないようにお願いいたします。

※納め忘れの心配がなく、安心・便利な口座振替での納付がおすすめです。お申し込みは金融機関の窓口でお願いいたします。保険税（料）を納めないでいると、納めていない期間に応じた措置が原則としてとられます。特別な事情により保険税（料）を納めることができない場合は、納付のご相談をしていただくようお願いいたします。